

お手続きの手順

大まかな流れは、次のとおりです。



具体的な流れです。

	寄附される方	役場
① 申込書の 記入と 送付	<p>ふるさと応援寄附申込書をダウンロードして、必要事項をご記入の上、まんのう町地域振興課まで、郵送、FAX、またはご持参ください。</p> <p>※申込書をダウンロードできない場合は、まんのう町役場までご連絡ください。申込書等をお送りいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地 『まんのう町地域振興課 ふるさと納税係』 TEL: 0877-73-0122 FAX: 0877-73-0113</p></div> <p>申込書で、寄附の方法を下記の5つからお選びいただくようになっております。一部、有料のご入金方法がございます。</p> <p>①納付書払い（※無料の場合あり） ②郵便振替（無料） ③現金書留払い（有料） ④銀行振込み（有料） ⑤現金持参</p>	<p>申込受領後、必要書類をお送りします。</p> <p><u>①または②をお選びの方へ</u> こちらから専用の振込用紙をお送りします。（①の方は納入通知書、②の方は払込取扱票となります。）</p> <p><u>③または④をお選びの方へ</u> ご送金先またはお振込先をご連絡いたします。</p> <p><u>⑤をお選びの方へ</u> まんのう町役場まで直接お越しください。</p>
② 寄附金の 払込	<p>各金融機関で、専用の振込用紙に金額・ご依頼主様名などにご記入いただきましたらお振り込みください。</p> <p>まんのう町役場の窓口へも直接お持ちいただけます。</p>	<p>寄附受領証明書を発行して、お送りいたします。大切に保管してください。</p>
③ 確定申告 又は ワンストップ 特例申請	<p>ワンストップ特例制度の利用をご希望の方は寄附申込書のご提出時に『ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する』にチェックをお願いします。後日、申請書を送付しますので、手続きをお願いします。</p> <p>ワンストップ特例制度をご利用されない方でふるさと納税額により税（所得税や町民税・県民税）の控除を受ける場合は、所得の申告が必要です。忘れずに、申告手続きをお願いします。</p>	

※下記の金融機関の本支店であれば、無料でご入金していただけます。

・百十四銀行 ・香川県農協 ・香川銀行 ・四国銀行 ・中国銀行 ・高松信用金庫